



平成 25 年度がん対策関係主要事業について (予防・早期発見分野に関わる事業)



1 がん対策推進計画の推進

(1) 千葉県がん対策推進計画の推進

千葉県がん対策審議会等の検討組織を運営し、千葉県がん対策推進計画(25 年度～29 年度) に基づく施策を総合的かつ効果的に推進する。

また、新がん計画の新たな課題である「情報提供体制」「がん教育」「小児がん」「がん患者の就労を含んだ社会的問題」について、具体的施策・事業や県内の実態把握などのために、専門家で構成された検討委員会で検討を行う。

2 がんの予防、普及啓発

(1) がん予防展・がん講演会

毎年 9 月のがん征圧月間を中心に、がん予防展・がん講演会を開催し、がんの予防・診断・治療等の最新の知識を広く県民に啓発する。

< 25 年度 >	講演会：9 月 1 日開催	入場者数	312 人
	予防展：9 月 14 日・15 日開催	参加者数	8,878 人
		受検者数	超音波 47 名 マンモ 57 名

(2) ピンクリボンキャンペーン事業

乳がんで亡くなる女性が多いことから、がん征圧月間(9 月) 及び乳がん撲滅月間(10 月) に、県内のスポーツ施設等女性が集まる施設の協力を得て、乳がん検診受診勧奨のピンクリボンキャンペーンを実施し、効果的な普及啓発を図る。

また、がんのうち唯一自分自身で調べることのできる乳がんの自己触診を普及することにより、乳がん検診への関心を高め、千葉県がん対策推進計画における受診率 50% 以上という目標を達成するとともにがんによる死亡率の減少を図る。

< 25 年度 >

・ QVC マリンフィールド(10/5)、フクダ電子アリーナ(10/20)で実施

ピンクリボンバッチ 4,000 個を各施設で配布

・リーフレットやキャンペーンによる啓発、ドラッグストア等での乳がん自己触診の普及、職域に向けた啓発等

・乳がん自己触診レベルアップ推進事業

乳房の自己触診の指導者を養成するため、保健師等を対象とした研修を開催する。 < 年 2 回開催 >

3 たばこ対策

たばこは、がんや生活習慣病をはじめとする様々な疾病との関連が指摘されていることから、たばこと健康に関する正しい知識の普及、未成年や妊産婦の喫煙防止、たばこをやめたい人への支援、受動喫煙防止対策の推進を柱として、たばこ対策を総合的に推進する。

(1) たばこと健康に関する正しい知識の普及

「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」並びに「がん制圧月間」を中心に、街頭キャンペーンやポスター配布等により、喫煙者に対する禁煙の呼びかけ等を行う。25年度は、新たに成人式においてたばこと健康に関するチラシを配付する。

《25年度》

・禁煙週間キャンペーン

肺年齢測定、啓発グッズ(カットバン)2000個配布

・がんを知ろう展200 がん予防展2000個配布

・成人式にたばこと健康に関するチラシの配布38000枚

(2) 未成年者の喫煙防止

園児向けにたばこの煙の害についてわかりやすく描いた紙芝居を市町村で活用してもらうことにより、幼いころからの喫煙防止教育に資するとともに、子どもを通じた父母等への働きかけを図る。

《25年度》

・昨年度作成の紙芝居を各保健センターより貸出し活用

(3) 妊産婦の喫煙防止

妊産婦の喫煙は妊産婦本人だけでなく、胎児や出産後の乳幼児の健康への悪影響があることから、市町村と協働して母子健康手帳の交付時や両親学級の際に、「守るのはあなたです」と題したリーフレットを配付し、喫煙防止を図る。

《25年度》

・「守るのはあなたです」各保健センター56000部配布

(4) たばこをやめたい人への支援

県ホームページにおいて禁煙外来に関する情報を提供するとともに、職場の衛生担当者を対象に禁煙応援者のための研修会を開催し、禁煙を希望している人がたばこをやめられるよう支援する。

《25年度》

・年1回開催

(5) 受動喫煙防止対策の推進

ア 普及啓発

街頭でのリーフレットの配布やポスターの掲示等により、家庭や職場等における受動喫煙防止の普及啓発を実施する。

平成25年8月に幕張メッセで開催されるアジア太平洋タバコ対策会議において市民公開講座を開催し、受動喫煙防止の普及啓発を行う。

《25年度》

・受動喫煙防止対策に関する施設調査25条施設5000施設

・九都県市受動喫煙防止キャンペーン共同ポスター配布

キャンペーン期間駅へのポスター掲示

(千葉、津田沼、船橋、新浦安、市川、柏、松戸駅)

・市民公開講座「PM2.5とタバコの害」の開催

「測ってみてわかったPM2.5とタバコの害」

講師 大和 浩氏(産業医科大学産業生態科学研究所教授)

「喫煙・受動喫煙の有害性が理解されないのはなぜか」

講師 村松 弘康氏(中央内科クリニック院長)

イ 健康増進法第25条対象施設に対する協力要請

受動喫煙防止対策の努力義務のある健康増進法第25条対象施設に対し、受動喫煙防止対策の推進・徹底について協力要請を行う。

《25年度》

・九都県市受動喫煙防止キャンペーン共同ポスター配布

チーパス協賛店2470店へ受動喫煙防止普及啓発、ポスター掲示

4 早期発見

(1) がん検診の受診率向上のための事業

ア 市町村担当者研修会

がん検診の受診率向上のためには、市町村の取り組みが重要であることから、市町村のがん検診担当者を対象として、先進的な市町村の取り組みの紹介やがん検診専門家による研修、情報交換を行い、がん検診の受診率向上を図る。

< H25年度 > 年1回開催

イ がん検診推進員育成講習会

県内各市町村で委嘱している健康づくり推進員や保健推進員等の人材をがん検診推進員として育成し、各地域でがん検診の声かけ運動等を実施して受診率の向上を図る。[各健康福祉センターで実施]

(2) がん検診推進事業(市町村事業)

従来、地方交付税措置されているがん検診事業に加え、受診勧奨事業方策の一つとして、一定の年齢に達した方に対し、市区町村が行う子宮頸がん・乳がん及び大腸がんについて検診の無料クーポン券と検診手帳を配布し、検診受診率の向上を図るため、市町村が実施する事業に要する費用の一部を助成する。

(対象年齢) 子宮頸がん：20歳、25歳、30歳、35歳、40歳

乳がん：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳

大腸がん：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳

(3) がん検診の精密検査結果集計事業

市町村が実施しているがん検診や医療機関が実施する精密検査について、受診率、がんの発見率、早期がんの割合等を集計・分析することにより、効果的な事業展開を支援する。

(4) がん検診の精度管理向上のための事業

がん検診に携わる医療従事者の資質向上及びがん検診の一層の効率化や精度管理向上を図るため、医師及び技師等を対象とした研修を実施する。

・乳がんマンモグラフィ検診従事医師等研修事業

< H25年度 > 読影医師及び撮影技師を対象に各1回実施

・乳がん超音波研修委託事業

< H25年度 > 医師等を対象に年1回実施

5 医療

(4) アスベストに関する県民等の健康不安対策事業

医師・保健師・放射線技師等を対象とした、アスベストによる肺疾患の診断・治療技術の向上のための研修会を開催する。 < H25年度 > 年1回開催

「がん検診推進事業」(市町村事業)について

本事業は、平成 21 年度に国の経済危機対策の一環として、対象年齢の女性に子宮頸がんおよび乳がんの検診手帳と無料クーポン券を送付し、検診への受診促進と正しい知識の普及を目的に始まった事業である。

(21、22 年度の事業名は、「女性特有のがん検診推進事業」)

平成 23 年度からは新たに大腸がんが項目に加わり、「がん検診推進事業」として実施している。

1. 事業の概要

市町村は、対象者のがん検診台帳を整備し、検診手帳及び無料クーポン券を作成、受診案内とともに以下の対象者に送付する。

(対象年齢)

子宮頸がん：20 歳、25 歳、30 歳、35 歳、40 歳の女性

乳がん：40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳の女性

大腸がん：40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳の男性及び女性

2. 国費補助の状況

なお、がん検診費用は、従来、地方交付税措置がされており、本事業は受診勧奨事業方策の一つとして、子宮頸がん、乳がん及び大腸がん検診の受診率向上を目的に実施されている。

また、国の平成 26 年度予算要求における本事業の子宮頸がん及び乳がんについては、事業開始後 5 年が経過したことから、対象者を見直し、子宮頸がん 20 歳、乳がん 40 歳とされている。

3. 県内市町村の実施状況

	実施団体数	実施しない理由(例)
平成 21 年度	53 / 56	・無料でがん検診を実施しているため、無料クーポン券を配布する必要がない。
平成 22 年度	53 / 54	
平成 23 年度	53 / 54	
平成 24 年度	53 / 54	

実施団体のうち、検診の種類により一部実施していない市町村あり。

「検診を活用した健康づくりモデル事業」について

1 目的

公益財団法人ちば県民保健予防財団と市町村が、共同で新規項目等を含めたがん検診を実施し、当該検診を通じて効率的かつ効果的な検診の仕組み、方法、内容等を調査研究し、もって受診率の向上と県民の健康維持、増進に寄与するための資料を得ることを目的とする。

2 期間

介入（モデル検診の実施）3年、要精密検査該当者の追跡2年

	東金市	東庄町	長生村
モデル検診実施期間	H23～H26	H24～H26	H24～H26
追跡終了期間	H26（追跡対象はH23～24受診者）	H28	H28

3 事業内容

- (1) 新規検診項目を取り入れたがん検診の実施
- (2) 受診・健康への関心を高めるための普及啓発事業

4 がん検診（モデル検診）内容

種類	検診項目	
	国の指針に基づく検診項目	新規検診項目等
肺がん検診	問診、胸部エックス線検査及び 喀痰細胞診	COPDスクリーニング検査（COPD（気流閉塞）該当者における低線量CT検査を含む） デジタル胸部エックス線検査
胃がん検診	問診及び胃部エックス線検査	ヘリコバクターピロリ菌検査 ペプシノゲン検査
子宮がん検診	問診、視診、子宮頸部の細胞診 及び内診、隔年検診	ヒトパピローマウイルス（HPV）検査、HPV(-)かつ細胞診(-)者の隔年検診

* モデル事業における、新規検診実施事業とは、胃・肺・子宮がんについて新たな検査項目等を追加することをいう。（実施要綱 第2条）

東金市が実施している「総合がん検診」は以下の項目が、加わる。

乳がん検診	問診、視診、触診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）	40歳代のマンモグラフィ・超音波検査の交互検診
大腸がん検診	問診・便潜血反応検査	-

5 がん検診（モデル検診）の受診者数

年度	東金市		東庄町	長生村
	H23	H24	H24	H24
肺がん（胸部検診）	7,067	6,769	2,315	2,206
胃がん	2,748	2,890	953	1,372
子宮がん	3,201	3,647	1,152	1,581

6 研究方法と検討内容（予定）

（1）横断研究

各年度におけるがん検診受診結果に関する記述統計による実態把握とともに、がん検診結果と家族歴、生活習慣との関連等を検討する。

（2）症例対照研究

モデル事業実施市町村以外の市町村がん検診結果から、性、年齢をマッチした対照群を設定し、要精密検査率、がん発見率により新しい検診方法の精度について分析する。

（3）前向きコホート研究

モデル事業実施期間のがん検診受診者について、追跡期間終了までのがん発生（罹患）をエンドポイントとして、がん発生（罹患）への生活習慣・家族歴等の関連の定量的評価を行う。

（4）臨床研究

新しい検査法と従来法の比較、新しい検査法のがん発見への有効性の検討。

7 事業の成果（予定）

（1）がん予防、医療費適正化の観点から、以下の基礎資料を得る。

- ・ハイリスク者の選択方法
- ・早期発見を目指したがん検診のあり方
- ・受診者の満足度の高いがん検診のあり方
- ・がん検診受診率を高める方策
- ・がん検診を通じた健康づくりのあり方

（2）がん早期発見による医療費削減効果シミュレーション

（3）県民の健康づくりに資する、満足度の高いがん検診のあり方、効果的、効率的ながん検診の方法等の知見を県内に普及。

8 事業の計画・評価・進捗管理

学識経験者、モデル事業実施市町村推薦委員からなる検診分析調査委員会において、検討する。

*「検診を活用した健康づくり」モデル事業検診分析調査委員会設置要綱に規定された、委員会所掌事務は、下記のとおり。（設置要綱 第2条）

- （1）がん検診事業の効果的、効率的な実施方法の検討
- （2）検診データ等の分析・調査
- （3）検診を活用した健康づくりモデル事業の運用の検討及び評価
- （4）その他必要な事項

9 その他（県施策との関連）

平成25年3月に策定された「千葉県がん対策推進計画」の「予防・早期発見」の項目の「施策の方向」において、「千葉県は、公益財団法人ちば県民保健予防財団と市町村が共同で実施している「検診を活用した健康づくりモデル事業」の検証状況を踏まえ、より有効な検診方法等について検討します。」と明記されている。